

新宮町告示第87号

令和2年第6回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年10月20日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和2年10月23日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

温水 眞君

濱田 幸君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

---

○応招しなかった議員

西 健太郎君

---

---

令和2年 第6回(臨時)新宮町議会会議録(第1日)

令和2年10月23日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年10月23日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第106号議案 専決処分について(令和2年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第4 第107号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第5 第108号議案 損害賠償額の決定及び和解について(新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷)
- 日程第6 第109号議案 損害賠償額の決定及び和解について(新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷)
- 日程第7 第110号議案 損害賠償額の決定及び和解について(新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第106号議案 専決処分について(令和2年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第4 第107号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第5 第108号議案 損害賠償額の決定及び和解について(新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷)
- 日程第6 第109号議案 損害賠償額の決定及び和解について(新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷)
- 日程第7 第110号議案 損害賠償額の決定及び和解について(新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷)
-

出席議員（11名）

1 番	安武久美子君	2 番	温水 眞君
3 番	末吉富美徳君	4 番	濱田 幸君
5 番	上畝地白馬君	7 番	大傘田直人君
8 番	高木 義輔君	9 番	北崎 和博君
10番	横大路政之君	11番	松井 和行君
12番	牧野真紀子君		

---

欠席議員（1名）

6 番 西 健太郎君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 桐島 美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	地域協働課長	……………	片山 勇二君
政策経営課長	……………	阿部 宏紀君	税務課長	……………	高橋 忠久君
住民課長	……………	大原 稲子君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
子育て支援課長	……………	藤木 恵介君	産業振興課長	……………	高木 昭典君
環境課長	……………	安河内正路君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	西田 大輔君

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立、礼、おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから令和2年第6回新宮町議会臨時会を開会いたします。

ご報告いたします。6番、西健太郎議員より、本臨時会の欠席届が提出されております。  
それでは、配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、末吉富美徳議員。4番、濱田幸議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。  
これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第106号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第106号議案、専決処分について、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第106号議案、専決処分について、令和2年度新宮町一般会計補正予算について、令和2年9月24日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしまして、令和2年9月の台風9号により、漁港施設が被災し、災害復旧事業費に関する経費が必要となったため、令和2年度新宮町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書をつけております。今回の一般会計補正予算は、台風9号により被災した相島漁港沖防波堤の災害復旧に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,468万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億6,115万1,000円とするものでございます。

歳出について説明いたします。10ページ11ページをお願いします。

11款1項2目漁港災害復旧費の13節、潜水調査等委託料488万9,000円は、被災の状況を調査するため、また、災害復旧工事費の実施設計委託料1,980万円を計上しております。

次に歳入について説明いたします。8ページ9ページをお願いします。

19款1項1目1節前年度繰越金2,468万9,000円で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第106号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第106号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第4. 第107号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第4、第107号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第107号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,563万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億7,678万9,000円とするものでございます。今回の一般会計補正予算は、台風9号による砂礫飛散に伴う損害賠償及び漁港施設の災害復旧に関するものでございます。

歳出について説明いたします。10ページ11ページをお願いいたします。

2款1項1目22節補償補填及び賠償金263万8,000円は、新宮東中学校グラウンド砂礫の飛散により車両に損害を与えたため、損害を賠償するものです。

1 1 款 1 項 2 目 漁港災害復旧費の 1 5 節 漁港災害復旧工事費 1, 3 0 0 万円は、沈水せずに残った防波堤 5 号基を、安全な場所に移設するための応急工事でございます。

次に歳入について説明いたします。8 ページ 9 ページをお願いします。

1 9 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金 1, 5 6 3 万 8, 0 0 0 円で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 歳入歳出全般について質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） はい。お尋ねします。補償補填及び賠償金についてなんですが、これ、発生した事実は既に報告をいただいていますんで、あれなんですが、この現象がですね、起こった原因究明は、管理者である教育委員会としてですね、されてるのかどうか確認をします。それから、当然、自然災害台風によって発生してるわけですが、今後ですねまた、当然、同等の台風がやってくるということは、当然ながら想定できるわけですが、今後の対策についてですね、どういうふうにお考えなのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えいたします。

今回の、損害につきましては、まず対策として学校の施設としてどれをすれば、瑕疵がないのかって話にはなるんですけども、今回の件につきまして、いろんなところと確認作業させていただく中で、今回の砂礫の飛散に対しての対策がもっととれたんじゃないかと、例えば防砂ネットですね、そちらを設置しておれば、そのすべては無理だとは思いますが、それでかなりの軽減ができるんじゃないかと。そういった意味で、今回の飛散被害に対しての瑕疵が町として全くないわけではないという判断をさせていただいております。ですので今後ですね、その対策の一つとして、防砂ネットなりの設置を検討していきたいというふうには考えております。

それと今回の原因ですけれども、台風 9 号の際に、雨がほとんど降りませんでした。それが大きな原因となっております。今までの台風については、雨を伴った形で台風が訪れておりましたので、これほど多くですね、砂礫の被害はなかったわけですけれども、今回はもう、雨が降らなかった、乾いた状態で、強い強風が吹いたということでの大きな被害が出ております。ですので、先ほど言いました、防砂ネットは有効な手段でありますし、今後そういうような、台風が訪れた場合にはですね、グラウンドに事前に水をまいておくとかですね、そういった対策を今後検討していこうというふうには考えております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） 今の説明の中にですね、管理者として、瑕疵はなかったということ。そうじゃないんですか。今、ちょっとすみませんそのところもう 1 回説明してください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） すいません。言い方が悪くて申しわけなかったんですけども、本来自然災害であれば、賠償の責任が普通は無いというのが一般的な話なんですけれども、今回については、今言ったように、防砂ネットなど対策がもともととれたんじゃないかと、そういった意味で、町のほうに瑕疵があるという判断をさせていただいています。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） はい。いずれにしてもですね、今後また同じようなことが想定されるということは今回の事例から推察できると思うんですね。ですから、その防砂ネットは、適切な対策かどうかというのは私も判断つきませんが、やはり何らかの形で対策をとっておかないと、当然、同じことが、現象が起こる可能性は十分考えられるという意味からですね、どういふに今後、防砂ネット以外のね、対策としてあるのかないのか私もわかりませんが、何らかの対策をね、具体的に、提示していただく必要性はあると思います。で、いずれにしても今の状況の中からいくと今回は車両だけだったと思いますが、住宅被害なんかが出てくると今度、この程度の損害賠償っていうんですか、では済まない可能性も十分あると思いますんで、管理者としてですねどういふに今後考え、お考えになったのか町長、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。この場所はですね東中学校建設当時からですね、ほとんど北風で、ほとんど吹いてですね、建設中も住宅のほうからの苦情も全然なかったというような経緯もあってですね。ちょっと、運動場の、そういった粉じんに対しての対応をですね、ちょっと怠っておったということで、建設当時から、運動場のそういった防砂ネット等ですね、やはり設置しておかなければいけなかったんじゃないかなと。今後、防砂ネットのですね、設置、それを来年度のですね、予算に上げさせていただこうかというふうな予定と、またここは、やはりそういったほとんど北風の関係なんですけど、やはり子ども達が運動する、いろんな場面でも、やはり、風によってですね、やはり障害が出るんじゃないかなと。それで、防砂ネットはもちろんです、緑地っていいですか、植林等もですね、考えていかなければいけないんじゃないかなというふうにご考えておりますので、また、来年当初予算のほうでですね、また、出させていただくかと思っておりますのでまたそのとき、いろいろご指導ですね、ご指摘等いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにございませんか。松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 一応確認なんですけど、今までに、ほかのグラウンド等で、こういう事例がありましたか。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。私が記憶している限りで車等の被害については、お伺いは

してません。ただ飛び砂の関係でですね、周辺の方から、困っているというお話を伺っておりますので、塩ですかね、塩化ナトリウムなど、グラウンドに撒いて飛び砂が少しでも減るような対策はとらせていただいている状況です。

○議長（牧野 真紀子君） 松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 今回こういうふうな事例がですね、起こったことによって、町民の方も、当然知られますから、ほかの公のグラウンド等の施設のほうも、そういうふうなことで、管理するようなことを考えてあるかどうか。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、すいません。私が所管している学校教育課の施設の中についてはですね、グラウンドについての対策を少し、今後も考えていくということで、先ほど言ったような、塩を撒く回数を増やしたりという検討は今しているところでございます。すいませんそれ以外のグラウンドのほうについてはすいません、ちょっとわかりません。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。ほかにご質問ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第107号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第107号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 第108号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第108号議案、損害賠償額の決定及び和解について、新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷を議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第108号議案、損害賠償の額の決定及び和解についての説明をさせていただきます。

令和2年9月2日に台風9号に伴う強風により、新宮東中学校グラウンドの砂礫が飛散し、車両に損害を与えたことについて、これに対する損害を下記のとおり賠償し和解するもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、損害賠償の額としまして48万3,835円。損害賠償及び和解の相手方は別紙のとおりということで、裏面のほうに、別紙として、相手の方の住所と氏名を記載させて



いただいております。和解の条件としまして、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

説明については以上であります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第108号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第108号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 第109号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第109号議案、損害賠償額の決定及び和解について、新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷を議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第109号議案、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

令和2年9月2日に台風9号に伴う強風により、新宮東中学校グラウンドの砂礫飛散し、車両に損害を与えたことについて、これに対する損害を下記のとおり賠償し和解するためのもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、損害賠償額74万1,609円。損害賠償及び和解の相手方、別紙のとおりということで、こちらも裏面のほうに、別紙で住所と氏名のほうを記載させていただいております。和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解する。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。はい、安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） この108号109、110号、3件の案件ですが、車両はそれぞれ1台分の賠償額なんではないでしょうか。それから、求め方といいますか、わかれば教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えいたします。

こちらの議案の番号に伴う台数ですけれどもそれぞれ各1台になっております。

金額の違いにつきましては、被害の箇所といいますか部分ですね、そちらの違いで金額の差が出ております。額につきましては、それぞれディーラーさんのほうに見積りをされまして、その見積もられた内容につきましてこちらのほうがですね、別の自動車会社さんのほうに依頼をして、額が適正かどうかの査定をさせていただいてます。査定させていただいた金額が大きく、逸脱した金額ではないというふうに判断つきましたので、その金額で賠償の相手の方と協議をさせていただいた中で、了承がとれましたので、その額を今回、賠償の額ということでの和解金額ということで提示させていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） はい、わかりました。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第109号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第109号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 第110号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第110号議案、損害賠償額の決定及び和解について、新宮東中学校グラウンド砂礫飛散による車両損傷を議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第110号議案、損害賠償の額の決定及び和解について説明いたします。

令和2年9月2日に台風9号に伴う強風により、新宮東中学校グラウンドの砂礫が飛散し、車両に損害を与えたことについて、これに対する損害を下記のとおり賠償し和解するためのもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、損害賠償の額としまして、141万2,025円。損害賠償及び和解の相手方につきまして、別紙のとおりということで、裏面のほうに、別紙で住所と氏名を記載させていただいております。和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

説明は以上になります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第110号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第110号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、全日程を終了し、令和2年第6回新宮町議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午前9時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月4日

議 長 牧野 真紀子

署名議員（3番） 末吉 富美徳

署名議員（4番） 濱田 幸